

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和3年3月18日(2021.3.18)

【公表番号】特表2020-521102(P2020-521102A)

【公表日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-028

【出願番号】特願2019-564799(P2019-564799)

【国際特許分類】

F 25 D 23/02 (2006.01)

【F I】

F 25 D 23/02 306 D

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年2月5日(2021.2.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

箱体と、前記箱体を開閉するための扉とを備える冷蔵庫であって、
前記箱体に固定されたヒンジ本体と、
前記扉に固定された装飾ストリップと、
前記扉の前記装飾ストリップに固定された案内プロックとを更に備え、
前記ヒンジ本体に位置決め軸および案内軸が設けられ、
前記案内プロックに前記位置決め軸が嵌設する第1位置決め溝および前記案内軸が嵌設する案内溝が設けられ、

前記案内プロックの前記装飾ストリップと向かい合う面には、突出して延在する少なくとも1つの位置決めボスが設けられ、

前記装飾ストリップには少なくとも1つの前記位置決めボスに係合する第2位置決め溝が設けられ、

前記位置決めボスと前記第2位置決め溝の係合によって前記案内プロックが位置決められ、

前記第2位置決め溝は止まり穴であり、

前記冷蔵庫の左右両側における前記ヒンジ本体が配置された側を枢軸側として、

前記扉の閉状態を第1の状態とする場合、

前記扉は、前記第1の状態で前記枢軸側に近接する側壁と、

前記第1の状態で前記箱体から離れた前壁とを有し、

前記第1位置決め溝は、

前記側壁および前記前壁に近接する第1の位置と、

前記第1の位置よりも前記側壁および前記前壁から離れた第2の位置とを有し、

前記案内溝は第3の位置および第4の位置を有し、

前記扉が前記第1の状態にある時に、前記位置決め軸は前記第2の位置にあり、前記案内軸は前記第4の位置にあり、

前記案内軸および前記案内溝は、

前記扉が前記第1の状態から開かれると、前記扉が前記位置決め軸を回転中心として回転し、前記案内軸および前記案内溝の制限によって、前記位置決め軸が前記第2の位置から前記第1の位置に移動し、前記案内軸が前記第4の位置から前記第3の位置に移動した

場合、前記扉が前記枢軸側から離れた方向に一定の距離だけ移動して、一定の角度まで開かれ第2の状態になる、

ように配置されることを特徴とする冷蔵庫。

【請求項2】

前記側壁と前記前壁とが交差して側縁を形成し、

前記位置決め軸が前記第1の位置にある時の中心軸から前記側縁までの距離は、前記位置決め軸が前記第2の位置にある時の中心軸から前記側壁までの距離以下であることを特徴とする請求項1に記載の冷蔵庫。

【請求項3】

前記位置決め軸が前記第1の位置にある時の中心軸から前記側縁までの距離は、前記位置決め軸が前記第2の位置にある時の中心軸から前記側壁までの距離に等しいことを特徴とする請求項2に記載の冷蔵庫。

【請求項4】

前記案内軸は前記位置決め軸よりも前記側壁から離れた側に設けられ、

前記第3の位置が前記第4の位置よりも前記前壁から離れて前記側壁の近くに設けられることを特徴とする請求項1に記載の冷蔵庫。

【請求項5】

前記第1位置決め溝は、前記第2の位置よりも前記側壁および前記前壁から離れた第5の位置を更に有し、

前記案内溝は、前記第3の位置よりも前記前壁から離れて前記側壁の近くに設けられる第6の位置を更に有し、

前記扉が前記第2の状態からさらに開かれると、前記位置決め軸が前記第1の位置から前記第5の位置に移動し、前記案内軸が前記第3の位置から前記第6の位置に移動し、前記扉が一定の距離だけ前記枢軸側に移動して、90°に開かれ第3の状態になることを特徴とする請求項4に記載の冷蔵庫。

【請求項6】

前記位置決め軸が前記第5の位置にある時の中心軸から前壁までの距離は、前記位置決め軸が前記第2の位置にある時の中心軸から前記側壁までの距離に等しいことを特徴とする請求項5に記載の冷蔵庫。

【請求項7】

前記案内溝は、前記第6の位置よりも前記側壁に近接する第7の位置を更に有し、

前記第7の位置と前記第6の位置との間に於いて前記案内溝が円弧状であり、且つ当該円弧の中心線は前記位置決め軸が前記第5の位置にある時の中心軸であり、

前記扉が前記第3の状態からさらに開かれると、前記扉が前記第5の位置にある前記位置決め軸を回転軸として回転することを特徴とする請求項5に記載の冷蔵庫。

【請求項8】

前記第1の位置、前記第2の位置、および前記第5の位置の中心は同一直線上に位置することを特徴とする請求項5に記載の冷蔵庫。

【請求項9】

前記案内溝は、

第6の位置よりも前記側壁に近接する第8の位置と、

前記第8の位置と前記第6の位置との間の第9の位置を更に有し、

前記第1位置決め溝は、

前記第5の位置との中心線の延長線が前記第8の位置と前記第9の位置の中心線と交差する第10の位置を更に有し、

前記第9の位置と前記第6の位置との間の前記案内溝が前記第10の位置と前記第5の位置との間の前記第1位置決め溝と平行に配置され、

前記案内溝は前記第8の位置と前記第9の位置との間に於いて円弧状であり、且つ当該円弧の中心線は前記位置決め軸が前記第10の位置にある時の中心軸であり、

前記扉が前記第3の状態からさらに開かれると、前記位置決め軸が前記第5の位置から

前記第10の位置に移動し、前記案内軸が前記第6の位置から前記第9の位置に移動し、前記扉が第10の位置にある前記位置決め軸を回転軸として回転し、前記案内軸が前記第9の位置から前記第8の位置に移動することを特徴とする請求項8に記載の冷蔵庫。

【請求項10】

前記位置決めボスの数は1つであり、

前記第2位置決め溝の前記ヒンジ本体から離れた側のエッジから前記扉に突出して延在し、

前記位置決めボスの断面形状は、前記第2位置決め溝の断面形状と一致することを特徴とする請求項1に記載の冷蔵庫。

【請求項11】

前記第2位置決め溝の深さは前記位置決めボスの高さ以上であることを特徴とする請求項1に記載の冷蔵庫。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

上記の目的を達成するために、本発明は、箱体と、前記箱体を開閉するための扉とを備える冷蔵庫であって、

前記箱体に固定されたヒンジ本体と、前記扉に固定された装飾ストリップと、前記扉の装飾ストリップに固定された案内ロックとを更に備え、前記ヒンジ本体に位置決め軸および案内軸が設けられ、前記案内ロックに前記位置決め軸が嵌設する第1位置決め溝および前記案内軸が嵌設する案内溝が設けられ、前記案内ロックの前記装飾ストリップと向かい合う面には、突出して延在する少なくとも1つの位置決めボスが設けられ、前記装飾ストリップには少なくとも1つの前記位置決めボスに係合する第2位置決め溝が設けられ、前記位置決めボスと前記第2位置決め溝の係合によって前記案内ロックが位置決められ、前記第2位置決め溝は止まり穴であり、

前記冷蔵庫の左右両側における前記ヒンジ本体が配置された側を枢軸側として、前記扉の閉状態を第1の状態とする場合、前記扉は、第1の状態で前記枢軸側に近接する側壁と、前記第1の状態で前記箱体から離れた前壁とを有し、前記第1位置決め溝は、前記側壁および前記前壁に近接する第1の位置と、前記第1の位置よりも前記側壁および前記前壁から離れた第2の位置とを有し、前記案内溝は第3の位置および第4の位置を有し、前記扉が前記第1の状態にある時に前記位置決め軸は前記第2の位置にあり、前記案内軸は前記第4の位置にあり、

前記案内軸および前記案内溝は、

前記扉が前記第1の状態から開かれると、前記扉が前記位置決め軸を回転中心として回転し、前記案内軸および前記案内溝の制限によって、前記位置決め軸が前記第2の位置から前記第1の位置に移動し、前記案内軸が前記第4の位置から前記第3の位置に移動したときに、前記扉が前記枢軸側から離れた方向に一定の距離だけ移動して、一定の角度まで開かれ第2の状態になる、ように配置されることを特徴とする冷蔵庫を提供する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

案内軸13および案内溝26は、扉2が第1の状態から開かれると、扉2が位置決め軸12を回転中心として回転し、案内軸13および案内溝26の制限によって、位置決め軸12が第2の位置252から第1の位置251に移動し、案内軸13が第4の位置262

から第3の位置261に移動した場合、扉2が枢軸側から離れる方向に一定の距離だけ移動して、一定の角度まで開かれ第2の状態になるよう設けられている。開き角度は、位置決め溝25の中心延長線が前壁と交差する角度である。